

第3次春日井市DV対策基本計画（中間案）に対する市民意見公募の実施概要及び市の考え方（案）

1 市民意見公募実施概要

実施期間 平成30年11月15日(木)～平成30年12月14日(金)

公表方法 第3次春日井市DV対策基本計画（中間案）を市の各施設（市役所情報コーナー、レディヤンかすがい、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館）に設置するとともに、市のホームページに掲載

募集方法 郵送、ファックス、電子メールもしくは持参による提出

募集結果 5名 18件

2 意見内訳

意見の分類		件数
第1章	基本計画の策定にあたって	0件
第2章	計画の基本理念・基本目標	0件
第3章	施策の展開 基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進	6件
第3章	施策の展開 基本目標2 相談体制の充実	4件
第3章	施策の展開 基本目標3 被害者の安全確保の徹底	4件
第3章	施策の展開 基本目標4 被害者の自立支援の充実	0件
第3章	施策の展開 基本目標5 関係機関等との連携強化	1件
第4章	計画の推進	1件
全体に関するもの		2件

3 提出された意見の市の考え方

No.	項目	ご意見の内容	市の考え方
1	全体	KPI（施策指標）、KGI（施策目標）は設定しないのか。市役所や各関係会議体は計画に載っている施策の成果をどのように計測するのか。	「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021(改定版)」において、「最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合」と「DV相談の窓口を知っている一般市民の割合」の数値目標を設定しています。本計画はこのプランを受けて策定しているため、
2	全体	中間案中、「関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化」などとあるが、この種の行政計画は市民の皆さまや	

No.	項目	ご意見の内容	市の考え方
		民間と一緒にあって取り組み、成果を出していくものである。各取組に係るK P I（施策指標値）やK G I（施策目標値）を計画内に明記するべきではないか。	数値目標は巻末の「参考資料」に掲載します。 また、各個別事業については、毎年度、事業点検を実施しています。
3	第3章 基本目標1 「現状と課題」 (P7)	DVは未婚・既婚問わず、あらゆるパートナー間に起き得るため、「家庭内の問題、夫婦間の問題」→「パートナー間の問題」を追加するべき。	「家庭内の問題、夫婦間の問題」を「家庭内の問題、配偶者・パートナー間の問題」に修正します。
4	第3章 基本目標1 「現状と課題」 (P7)	男性がDV被害者になる件数は社会的に年々増加傾向にあるのかどうか、市はどのように把握しているのか。	男性DV被害者の状況は、警察庁の統計資料により把握しており、巻末の「参考資料」に掲載します。
5	第3章 基本目標1 「3 DV防止運動の実施」 (P8)	施設に設置するだけでは、対象者に届かないので、事業内容に具体的に（高校、大学生に届けるなど）記載するとよい。	DV防止運動は若年層だけでなく、幅広い年代に向けて啓発を行う必要があるため、「より多くの人に」を「幅広い年代の人に向けて」に修正します。
6	第3章 基本目標1 「5 若年層に向けた啓発事業の強化」 (P8)		高校生、大学生も含めた、若年層に向けて啓発が必要なため、特定した表現にせず、原案のとおりとします。
7	第3章 基本目標1 「4 学校における人権や男女平等についての教育の充実」 「5 若年層に向けた啓発	DVが起こったことから始まる問題ではなく、その根っこから見つめなくてはいけないと感じた。できれば、幼児教育時点から、理解できる・できないでなく、他人に対する思いやりを育む教育が必要である。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

No.	項目	ご意見の内容	市の考え方
	事業の強化」 (P8)		
8	第3章 基本目標1 「5 若年層 に向けた啓発 事業の強化」 (P8)	SNS被害については、実態の公表と相談しやすい体制が求められている。また、被害にあう前に躊躇せず相談しやすい窓口の設置と電話番号の周知、情報提供を行うことが必要である。	「被害にあった時の相談窓口」と限定した記載のため、「相談窓口」に修正します。
9	第3章 基本目標2 「現状と課題」 (P9)	男性がDV被害を受けた場合、市役所に相談窓口はあるのか。男性は誰にも相談できず、女性からのDVは被害が長期化しやすいと言われている。精神的DV（言葉による暴力、家庭内無視等）被害など、外形的に周囲からはっきりと認知されにくく、非常にナイーブな問題を扱うことになる。男性相談を専門的な知識を持って受けられる相談員はいるのか。	本市のDV相談は女性を対象としているため、男性専門の相談窓口はありません。
10	第3章 基本目標2 「現状と課題」 (P9)	市民意識調査の「市のDV相談窓口の認知度」の低下がボトルネックになっている。相談窓口の情報を広く周知するのは啓発カードやパンフレットかもしれないが、DV被害当事者がその時、アクセスするのはネットだと思う。しかし春日井市のホームページを検索すると、やっとDV相談にたどり着く。DV相談の位置づけの低さは疑問である。DVと児童虐待は加害者のいる犯罪行為である。犯罪行為であることと、相談窓口の広報をセットで発信すべきだと思う。	ご意見の内容は、今後の広報啓発活動の参考とさせていただきます。

No.	項目	ご意見の内容	市の考え方
11	第3章 基本目標2 「8 苦情に対する適切な対応」 (P10)	これまでに何件の苦情が寄せられたのか、過去5年間の年度ごとの件数を教えていただきたい。	相談・支援に係る職員の対応等について苦情が寄せられたことはありません。
12	第3章 基本目標2 施策3 「相談担当者の資質向上」 (P10)	DV相談件数は増加しており、担当者の負担も年々増していると推察する。担当者が被害者に寄り添うがために、時には燃え尽き症候群に陥ってしまい、自身の健康も脅かされかねない過酷な業務に対しての待遇が、あまりにも低いのではないか。「男性に対する相談体制の整え」に繋がる男性相談担当者の配置も含め、国レベルの研修に参加できれば、被害者への対応もより充実できると考える。生活保障の面での「支援の充実」もこの機会に検討していただきたい。	相談担当者の資質向上は、被害者支援の観点からも重要であるとの考えから、本計画に記載しています。
13	第3章 基本目標3 「現状と課題」 (P12) 基本目標5 「29 DVに対する正しい理解のための研修の実施」 (P18)	役所がDV被害者の居所の分かる住民票などの情報を、DV加害者に知らせてしまう事件が起きている。DV被害者の情報をDV加害者に伝わらないようにする対策を、個人情報を取り扱う部署の市職員に徹底して欲しい。また、故意・過失問わず、個人情報を漏洩した市職員に対して然るべき罰則を設けているのか。明文化した罰則がないのなら罰則を設けるべき。(逗子市ストーカー殺人のような事件を絶対に起こしてはならない。)	被害者に関する情報管理は、「春日井市における個人情報の取扱いに関する指針」に基づき、職員研修やDV対策連絡会議において個人情報を漏洩することがないように徹底しています。 また、漏洩した職員に対する罰則規定を設けています。 被害者に関する情報管理の徹底は大変重要であると考えており、事業に追加します。

No.	項目	ご意見の内容	市の考え方
14	第3章 基本目標3 「15 警察等関係機関との連携」 (P13)	近年、警察官自身がDV・ストーカーの加害者になっている事件が起きており、市民として強い不安を感じる。警察組織内で警察職員教育や組織規律の統制はどのように図られているのか。	警察組織内での対応については把握していません。
15	第3章 基本目標3 「15 警察等関係機関との連携」 (P13)	被害者や被害者家族から警察に相談や捜索願が出ていても、警察が事件としてきちんと対応せず、捜査や被害者保護がされず、被害者が殺害される最悪の結果に至る事件が起きている。警察では再発防止策はとられているのか。	
16	第3章 基本目標3 「17 民間団体との連携」 (P13)	具体的に、どの民間団体とどのような連携を行っているのか。具体的な取り組み内容を教えていただきたい。(他の民間団体の協力を促すためにも例示して欲しい。)	具体的な内容の記載については、DVの性質上お答えできません。
17	第3章 基本目標5 (P17、18)	関係各課との連携について、行政の枠を超えて柔軟に意見交換することで一人も取り残されることのない社会をつくれるよう、努力してほしい。	関係各課との連携は、非常に大切であると認識しているため、本計画では連携を強化していくと記載しています。
18	第4章 計画の推進 (P19)	新かすがい男女共同参画プランの数値目標のうち、DV関連の2点について、数値の過去の推移と目標を記載すると進捗が理解できる。	巻末の「参考資料」に掲載します。